

指 定 訪 問 看 護
指定介護予防訪問看護 運 営 規 程

令和7年4月1日

一般社団法人 八女筑後医師会
八女筑後訪問看護ステーション

(事業の目的)

第1条 一般社団法人八女筑後医師会が開設する八女筑後訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)は、ステーションの看護師等が、在宅療養者又は要介護状態、要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた在宅療養者に対し、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする(事業の運営方針)

第2条 訪問看護事業の運営方針を次のとおりとする

- 1 ステーションの看護師等は、在宅療養者及び要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養生活ができるように支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 この事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 八女筑後訪問看護ステーション
- 2 所在地 福岡県八女市本村656番地の1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理、訪問看護及び介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、居宅介護支援事業者との連携・調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。
- 2 看護師等 看護師 8名以上
理学療法士 1名以上、作業療法士 1名以上
看護師・理学療法士・作業療法士(准看護師は看護師の指導のもと)は、訪問看護・リハビリ及び介護予防訪問看護・リハビリ計画書を作成し、利用者及びその家族に説明する。
看護師・理学療法士・作業療法士は指定訪問看護・リハビリ及び指定介護予防訪問看護・リハビリの提供に当たる。訪問看護・リハビリサービス提供後は記録、管理者への報告、主治医への報告書を作成する。
- 3 事務・助手職員 1名以上 事務職員は事務、訪問看護師の助手 雑用等を行う
- 4 助手職員 1名以上 訪問看護師の助手 雑用等を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び8月13日～15日
12月29日～1月3日までを除く
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする
- 3 訪問看護サービス対応日 年中すべて対応する
- 4 訪問看護サービス対応時間 年中すべて対応する
- 5 電話等により、24時間常時連絡が可能な対応体制とする

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の業務内容は、次のとおりとする。

- 1 一般状態・病状・障害の観察
- 2 療養上の世話(服薬管理・排泄管理・清拭 洗髪等による清潔の保持や更衣等)
- 3 褥創の予防・処置
- 4 リハビリテーション
- 5 ターミナルケア(疼痛管理や全人的ケア)
- 6 医療機器の管理 (HOT 人工呼吸器 カテーテルの管理等)
- 7 その他医師の指示による医療処置
- 8 認知症患者の看護
- 9 利用者や家族に対する療養生活や介護方法の指導
- 10 主治医や医療機関及び関係事業所との連携

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。
なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

* 利用料の詳細については別紙参照の事

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は八女市(旧八女郡含む)、筑後市、八女郡広川町とする
但し、八女市は旧八女市全域 立花町は兼松・北山・原島・山崎・谷川・遠久野
黒木町は湯辺田・田本・桑原・本分・黒木・今・土窪
上陽町は北川内・藤木・轟
八女郡広川町は下広川・中広川 以上の地域を通常の実施地域とする

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第10条 高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。
1 虐待防止委員会の開催
2 高齢者虐待防止のための指針の整備
3 虐待防止研修の実施
4 専任担当者の配置

(その他運営についての重要事項)

第11条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

1 職員研修

①採用時研修 採用後1ヶ月以内に研修計画に沿って行う

②継続研修 研修計画に沿って行う

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社団法人八女筑後医師会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は令和7年4月1日から施行する